

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画 (第3次)

平成24年7月



彩の国 埼玉 県

■ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) とは

一般的に「配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力」という意味で使われ、「DV」と略されています。

この計画では、「配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力」をDVと総称しています。

(注1) 英語の **Domestic Violence** を直訳すると「家庭内暴力」となりますが、親やその他の親族からの暴力などのいわゆる「家庭内暴力」は、一般的にはDVの定義には入らないとされています。

(注2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、「ドメスティック・バイオレンス」や「DV」の用語は使用せず、第1条で、「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むもの」と定義しています。

配偶者等からの暴力を許さない 社会の実現を目指して

一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる社会の実現は、県民全ての願いです。

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。その被害者の多くは女性であり、男女共同参画の推進を阻害する大きな要因の一つとなっています。経済力の差や社会的地位などを背景に、夫婦や恋人などの親密な間柄の中で行われる暴力行為は、決して許されるものではありません。

平成13年10月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆるDV防止法が施行されてから10年以上が経過しました。この間、「DV」や「ドメスティック・バイオレンス」という言葉は広く知られるようになり、被害者が声を上げられる環境が整ってきました。しかし一方で、相談をためらう潜在的被害者がまだまだ多いという現実もあります。このため被害者支援の取組や若い頃からの予防啓発が求められています。

埼玉県では、平成18年度から「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（平成21年度からは第2次計画）に基づき、DV防止のための意識啓発、被害者の保護・自立支援、市町村の計画策定の支援などに取り組んでまいりました。

このたび、計画の見直しを行い、平成24年度からの5か年を計画期間とする新たな「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」を策定いたしました。この計画では、従来からの取組を一層推進するとともに、デートDV（交際相手からの暴力）の予防啓発の推進と相談体制の充実、市町村の体制整備の支援、一時保護される被害者が同伴する子どもへの支援などに重点的に取り組んでまいります。

私は、この計画が人権尊重の意識を浸透させ、暴力を許さない、誰もが安心して生活できる社会の実現の大きな原動力となることを願っています。市町村をはじめ、関係機関・民間支援団体の皆様と十分な連携を図り、計画の推進に全力で取り組んでまいります。県民の皆様により一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、この基本計画の策定に携わっていただいた策定委員の皆様をはじめとして、貴重な御意見、御提言をいただきました多くの県民の方々、関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成24年7月

埼玉県知事 上田 清司

目 次

第 1 計画の基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の期間	2
3 計画の性格	2
4 計画の対象とする暴力	2
5 施策展開の考え方	3
6 計画の目標	4
7 計画の構成	5
8 計画の推進	5
第 2 DVの現状と計画推進の方向	7
第 3 計画の内容	1 3
1 重点施策	1 3
2 施策体系	1 9
3 基本目標と実施施策	2 1
基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進	2 1
基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実	2 5
基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実	3 7
基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援	4 6
基本目標Ⅴ 民間団体との連携・協働の推進	5 0
基本目標Ⅵ 施策の推進に必要な調査・研究	5 2
参考資料	5 4
○ 支援の流れ（フローチャート）	5 6
○ 主な関係機関の役割と連携（支援ネットワーク）	5 7
○ 用語解説	5 8
○ 策定の過程	6 2
○ 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画策定委員会設置要綱	6 3
○ DV対策推進庁内会議設置要領	6 5
○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	6 7